

7. 建設工事等競争入札参加資格審査要綱

(平成 19年2月 1 日制定)

第1 目的

この要綱は、富良野市建設工事等競争入札参加資格関係事務処理規程(平成6年訓令第2号。以下「訓令」という。)第8条の規定に基づき、市が発注する工事の請負及び工事に関連する業務の委託等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 資格審査等

1 資格審査の申請

- (1) 富良野市財務規則(昭和 58 年規則第 17 号)第 122 条第2項(同規則第 138 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき建設工事等競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)の資格審査の申請は、建設工事等競争入札参加資格審査申請書(市町村統一様式。(北海道公共工事契約業務連絡協議会制定)以下「申請書」という。)により行わなければならない。
- (2) 前号の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。
- (3) 市長は、第1号の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の記載事項及び添付書類を確認の上、これを受理し、当該申請者に対し建設工事等競争入札参加資格審査申請書受理票を交付するとともに、建設工事等競争入札参加資格審査申請書受理簿に登載するものとする。

2 資格審査

市長は、申請書を受理したときは、速やかに、当該申請につき別表第2の建設工事等競争入札参加資格審査基準に基づき当該申請者の資格を審査し、決定するものとする。この場合において、当該申請の内容が土木、建築、とび・土工、舗装、管、水道、造園、電気、通信、塗装、屋根、建具、ガラス、内装、板金工事に係る契約についての競争入札の参加資格に関するものであるときは、当該申請者の格付について併せて決定するものとする。

3 資格の再審査

- (1) 訓令第4条第1項の規定による資格の変更に関する申請は、競争入札参加資格変更審査申請書に別表第3に掲げる書類を添付するものとする。
- (2) 第2第2項の規定は、資格の再審査の場合について準用する。
- (3) 市長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該資格者をして、変更の届出をさせなければならない。
 - ア 資格者の名称又は商号に変更のあったとき。
 - イ 資格者が法人の場合において、その代表者に変更のあったとき。
 - ウ 資格者の住所又は電話番号に変更のあったとき。
 - エ 資格者の組織に変更のあったとき。

オ 建築工事、電気工事又は管工事に係る資格者において、法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更のあったとき。

(4) 前号の届出は、競争入札参加資格関係事項変更届に別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

(5) 市長は、第3号の規定により資格に関する事項の変更の届出を受理したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

4 工事施行成績の評定

(1) 市長は、主観的要素に係る審査のため、請負に付した建設工事につき、工事監督員、担当係長(以下「工事監督員等」という。)及び検査員をして、当該監督又は検査を行った建設工事に係る管理及び出来形等について、その成績を評定するものとする。ただし、富良野市建設工事執行規則(昭和52年規則第16号)の規定が適用されない建設工事については、この限りでない。

(2) 建設工事に係る管理及び出来形等についての成績の評定は、請負工事施行成績評定書(以下「評定書」という。)により、別表第4請負工事施行成績評定基準に基づき行うものとする。

(3) 工事監督員等及び検査員は、当該監督又は検査を行った建設工事が完成したときは速やかに評定書を作成し、技術審査課に提出するものとする。

(4) 技術審査課は、当該年度の4月1日から3月末日までの間において完成した建設工事に係る評定書を取りまとめの上、翌年度4月1日までに市長に報告するものとする。

第3 その他

この要綱の規定により難い特別の理由があると市長が認めるときは、これと異なる取扱をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

建設工事等競争入札参加資格審査申請書の添付書類

1 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事に関するもの

- (1) 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
- (2) 経営事項審査結果通知書の写し
- (3) 工事(事業)経歴書
- (4) 工事経歴集計表
- (5) 技術者名簿
- (6) 建設業許可通知書の写し及び建設業許可申請書に添付した別表の写し又は、営業所一覧表
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料作成等建設工事以外に関するもの

- (1) 前項各号に掲げる書類（第2号、第4号、第6号は除く）
- (2) 登録証明書
 - ア 測量にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定に基づく「測量法に基づく測量業者としての登録について(通知)」の写し
 - イ 建築設計にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の第1項の規定に基づく「1級、2級又は木造建築士事務所登録通知書」の写し
 - ウ 地質調査、土木設計、技術資料作成にあつては、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている場合の「建設大臣の確認印を受けた現況報告書」の写し（登録を行っていない場合は添付を必要としない）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

3 その他のもの

- (1) 第1項各号に掲げる書類（第2号、第4号、第6号は除く）
- (2) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認可、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、登録等にかかわる証明証
- (3) その他、市長が必要と認める書類

別表第2

建設工事等競争入札参加審査基準

第1 共通的審査事項

1 法的適性

- (1) 参加しようとする競争入札に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者、及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

2 事業の経験又は従事年数

- (1) 事業の経験又は従事年数の算出は、申請をしようとする年の1月1日を基準として行うこと。
- (2) 個人営業の者が同一業種につき法人を設立した場合は、個人営業を開始した時点からの期間を通算した年数をもって当該法人の経験又は従事年数とみなすこと。
- (3) 企業が合併をした場合は、合併前における企業のうちの最低の経験又は従事年数に合併後の経験又は従事年数を加えた年数をもって、合併後の企業の経験又は従事年数とみなすこと。
- (4) 営業の譲渡があつた場合は、その譲渡を受けた者の経験又は従事年数をもって譲渡を受けた後における譲渡を受けた者の経験又は従事年数とする。ただし、譲渡をした者の経験又は従事年数が、譲渡を受けた者の経験又は従事年数を越えるときは、その差の2分の1に相当する期間を譲渡を受けた者の経験又は従事年数に加えた年数をもって譲渡を受けた者の経験又は従事年数とみなすこと。

3 自己資本金

自己資本金は、払込済みの資本金の額によること。

4 従業員（職員）数

従業員数は、代表者、家族従業員等を含めた当該事業に従事するすべての者の人数によることとし、職員数は、代表者を含めない人数によること。

5 技術者数

法令の規定により免許、登録等を必要とするものにあつては、当該免許、登録等を受けている者の人数によること。

第2 建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査

1 格付に係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成6年6月8日建設省告示第1461号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところによるものとし、当該審査項目及び基準に基づき、客観的要素の評定数値を算出するものとする。

(2) 主観的要素の審査項目及び基準

ア 主観的要素の審査項目は、工事施行成績とする。

イ 主観的要素の審査基準

工事施行成績について、申請しようとする年度の前年度及び前々年度に施行した工事に係る評定点の平均値が、次の表の評定数値のいずれかに該当するかを審査するものとする。この場合においてその平均値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てるものとする。

評 定 点 の 平 均 値	付 与 点 数
85 以上	50
80 から 84 まで	40
75 から 79 まで	30
70 から 74 まで	20
65 から 69 まで	15
60 から 64 まで	10
55 から 59 まで	5
54 以下	0

(3) 主観的要素の評定数値

主観的要素の評定数値は、主観的要素に係る各審査項目ごとの付与点数の和とする。

2 総合評定数値

建設工事に係る競争入札参加資格格付のための総合評定数値は、客観的要素の設定数値と主観的要素の評定数値との和とする。

3 級別の格付基準

格付は、前項の規定に基づいて算定した総合評定数値を、次の基準による等級に分けて行う。

(1) 原則等級

種類	総合評定数値			
	A		B	C
	A1	A2		
土木工事	950 点以上	900 点以上 950 点未満	650 点以上 900 点未満	650 点未満
建築工事	900 点以上		650 点以上 900 点未満	650 点未満
とび・土工、舗装工事	900 点以上		650 点以上 900 点未満	650 点未満
管、水道工事	700 点以上		600 点以上 700 点未満	600 点未満
造園工事	600 点以上		500 点以上 600 点未満	500 点未満
電気、通信工事	700 点以上		600 点以上 700 点未満	600 点未満
塗装、屋根、建具、ガラス、内装、板金工事	900 点以上		650 点以上 900 点未満	650 点未満

(2) 調整

格付は、総合評定数値の分布及び各等級の構成比等を勘案の上、それぞれ等級の1級上位又は下位に格付することができる。

4 対応工事の予定価格

前項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。

種類	等級		B	C
	A1	A2		
土木工事	2,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満
建築工事	3,000万円以上		1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
とび・土工、舗装工事	2,000万円以上		1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満
管、水道工事	800万円以上		300万円以上 800万円未満	300万円未満
造園工事	300万円以上		100万円以上 300万円未満	100万円未満
電気、通信工事	800万円以上		300万円以上 800万円未満	300万円未満
塗装、屋根、建具、ガラス、内装、板金工事	3,000万円以上		500万円以上 3,000万円未満	500万円未満

別表第3

競争入札参加資格変更審査申請書等の添付書類

1 競争入札参加資格変更審査申請書の添付書類

- (1) 資格者の営業について相続があったときは、当該相続を証する書面及び当該相続をした者に係る市区町村長が発行する身分証明書
- (2) 資格者たる企業と他の企業との合併があったときは、合併された企業が法人の場合は当該法人の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録の写し）、個人の場合は当該合併を証する書面とともに、新たに設立した法人に係る別表第1に掲げる書面
- (3) 営業について譲渡があったとき
 - ア 譲渡を受けた者が資格者たる法人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び当該譲渡に関し登記を必要とするものにあつては商業登記簿謄本
 - イ 譲渡を受けた者が資格者たる個人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し
 - ウ 譲渡を受けた者が資格を有しない者である場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び別表第1に掲げる書面

2 競争入札参加資格関係事項変更届の添付書類

- (1) 名称又は商号に変更のあったときは、資格者が法人の場合は当該変更に係る商業登記簿謄本、個人の場合は当該変更に係る当該変更を証する書面
- (2) 法人の代表者に変更のあったときは、当該変更に係る商業登記簿謄本
- (3) 住所に変更のあったときは、資格者が法人の場合は当該変更に係る商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の写し、営業証明書等
- (4) 組織に変更のあったときは、当該変更に係る商業登記簿謄本その他市長が必要と認める書類
- (5) 法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更のあったときは、技術者名簿

別表第4

請負工事施行成績評価基準

第1 通則

建設工事に係る施行成績の評価（以下「評価」という）は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評価者ごとに独立して的確かつ公正におこなうものとする。

第2 評価項目

評価は、次に掲げる検査項目について行うものとする。

考 査 項 目	
項 目	細 目
施 工 体 制	施工体制一般
	配置技術者
施 工 状 況	施 工 管 理
	工 程 管 理
	安 全 対 策
	対 外 関 係
出来形及び出来ばえ	出 来 形
	品 質
	出 来 ば え
高 度 技 術	高度技術力
創 意 工 夫	創意工夫
法 令 遵 守	法令遵守

第3 評価方法

- 1 評価は、第2に掲げる検査項目につき、土木・建築工事成績評価目次（別表第5）より該当項目を評価者ごとに請負工事成績評価採点表（別表第6）の各細別ごとにaからeに該当する評価点を付して行うものとする。
- 2 評価者ごとの評価点は、第1項により付された各検査項目ごとの評価点の合計値を、標準点（65点）から加減した値とする。
- 3 請負工事の合計評価点は、次により算出するものとする。
この場合、合計評価点の算出に当たっては少数第1位を四捨五入するものとする。

(1) 検査が工事完成検査のみの場合

$$\left[\begin{array}{c} \text{合計評価点} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{工事監督員} \\ \text{の評価点} \end{array} \right] \times 0.45 + \left[\begin{array}{c} \text{係長} \\ \text{の評価点} \end{array} \right] \times 0.15 \\ + \left[\begin{array}{c} \text{検査員} \\ \text{の評価点} \end{array} \right] \times 0.4$$

- (2) 検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という）がある場合

$$\left[\begin{array}{c} \text{合計評定点} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{工事監督員} \\ \text{の評定点} \end{array} \right] \times 0.45 + \left[\begin{array}{c} \text{係長} \\ \text{の評定点} \end{array} \right] \times 0.15$$

$$+ \left[\begin{array}{c} \text{検査員(部分検査等)} \\ \text{の評定点} \end{array} \right] \times 0.2 + \left[\begin{array}{c} \text{検査員(完成検査)} \\ \text{の評定点} \end{array} \right] \times 0.2$$

- 4 前項第2号の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員(部分検査等)の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。
- 5 総合評定点は、合計評定点より法令遵守等を減じた値とする。

第4 評定の特例

1 共同企業体が施行した場合

共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものと見直して行うものとする。

2 契約を解除した場合

- (1) 請負人の責めに帰すべき事由により解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定しないものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象とするものとする。

第5 施工成績の判定

施工成績の判定は、評定事項の採点合計値をもって次の基準により判定するものとする。

ランク	評定点の標準値	総合評価の判断基準	
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事	
B	75～80点未満	標準的工事	Aランクではないが標準的工事のなかで優秀なもの
C	65～75点未満		標準的な工事
D	60～65点未満		Eランクではないが今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満	今後、指名等に影響を及ぼす恐れのある工事	

別表第5

土木・建築工事成績評定目次

	監督員	評定区分									
		係長等				検査員					
		土木	建築	電気	機械	第1回(部分・中間)		第2回(部分・中間)		完了検査	
土木	建築	土木	建築	土木	建築	土木	建築	土木	建築		
施工体制	施工体制一般	2K①									
	配置技術者	2K②									
施工状況	施工管理	2K③				4K①		5K①		6K①	
	工程管理	2K④				3K①					
	安全対策	2K⑤				3K①					
	対外関係	2K⑥									
出来形及び出来ばえ	出来形	2C⑦±	2C⑦建			4C①±	4C①建	5C①±	5C①建	6C①±	6C①建
	品質	2C⑧±	2C⑧建	2C⑧重	2C⑧機	4C⑧ コード	5C⑧ コード	6C⑧ コード			
	出来ばえ					4C⑩ コード	5C⑩ コード	6C⑩ コード			
高度技術	高度技術力	2C⑨±	2C⑨建								
創意工夫	創意工夫	2C⑩±	2C⑩建								
法令遵守	法令遵守					3K②					

※評定区分を必ず記入してください。

※土木工事関係は 1

※建築工事関係は 2

※電気設備工事関係は 3

※機械設備工事関係は 4

品質、出来ばえ対応表

品質				出来ばえ			
4C⑧ コード	5C⑧ コード	6C⑧ コード	内 容	4C⑩ コード	5C⑩ コード	6C⑩ コード	内 容
4-8-1	5-8-1	6-8-1	コンクリート構造物工事	4-10-1	5-10-1	6-10-1	コンクリート構造物工事(海岸工事、トンネル工事を含む)
4-8-2	5-8-2	6-8-2	土工事(切土、盛土、築堤等工事)	4-10-2	5-10-2	6-10-2	盛土・築堤工事
				4-10-17	5-10-17	6-10-17	切土工事
4-8-3	5-8-3	6-8-3	用排水(コンクリート等の2次製品、柵渠)				用排水路
4-8-4	5-8-4	6-8-4	護岸・根固・水制工事、排水路工事	4-10-18	5-10-18	6-10-18	護岸・根固・水制工事
4-8-5	5-8-5	6-8-5	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰水門の工場製作を含む)	4-10-5	5-10-5	6-10-5	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰、水門等工場製作を含む)
4-8-6	5-8-6	6-8-6	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	4-10-19	5-10-19	6-10-19	地すべり防止工事
4-8-8	5-8-8	6-8-8	舗装工事	4-10-3	5-10-3	6-10-3	舗装工事
4-8-9	5-8-9	6-8-9	法面工事	4-10-4	5-10-4	6-10-4	法面工事
4-8-10	5-8-10	6-8-10	道路改良工事	4-10-21	5-10-21	6-10-21	道路改良工事
4-8-11	5-8-11	6-8-11	基礎工事(地盤改良等を含む)	4-10-6	5-10-6	6-10-6	基礎工事(地盤改良等を含む)
4-8-12	5-8-12	6-8-12	コンクリート橋工事	4-10-7	5-10-7	6-10-7	コンクリート橋工事
4-8-13	5-8-13	6-8-13	塗装工事	4-10-8	5-10-8	6-10-8	塗装工事
4-8-14	5-8-14	6-8-14	公園工事	4-10-20	5-10-20	6-10-20	公園工事
4-8-15	5-8-15	6-8-15	植栽工事	4-10-9	5-10-9	6-10-9	植栽工事
4-8-16	5-8-16	6-8-16	造園工事	4-10-10	5-10-10	6-10-10	造園工事
4-8-32	5-8-32	6-8-32	維持修繕工事	4-10-16	5-10-16	6-10-16	維持修繕工事
4-8-17	5-8-17	6-8-17	河川工事	4-10-11	5-10-11	6-10-11	河川工事
4-8-18	5-8-18	6-8-18	下水道工事	4-10-12	5-10-12	6-10-12	下水道工事
				4-10-13	5-10-13	6-10-13	防護柵(網)工事
4-8-19	5-8-19	6-8-19	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	4-10-14	5-10-14	6-10-14	区画線工事
				4-10-15	5-10-15	6-10-15	標識工事
4-8-20	5-8-20	6-8-20	上水道工事	4-10-22	5-10-22	6-10-22	上水道工事
4-8-21	5-8-21	6-8-21	照明工事	4-10-23	5-10-23	6-10-23	照明工事
4-8-22	5-8-22	6-8-22	建築工事	4-10-24	5-10-24	6-10-24	建築工事
4-8-23	5-8-23	6-8-23	電気設備工事(営繕)	4-10-26	5-10-26	6-10-26	電気設備工事(営繕)
4-8-24	5-8-24	6-8-24	機械設備工事(営繕)	4-10-27	5-10-27	6-10-27	機械設備工事(営繕)
4-8-25	5-8-25	6-8-25	水管橋工事	4-10-25	5-10-25	6-10-25	水管橋工事
4-8-27	5-8-27	6-8-27	客土工事	4-10-29	5-10-29	6-10-29	客土工事
4-8-30	5-8-30	6-8-30	電気通信設備	4-10-32	5-10-32	6-10-32	電気通信設備

別表第6

請負工事成績評定採点表

工事番号		評定区分					作成月日										所管課									
工事名		当初契約金額					円					最終契約金額					円									
請負者名		契約工期					～										完成年月日									
考 査 項 目		監 督 員 職・氏名					係 長 等 職・氏名					第1回 (部分・中間)					第2回 (部分・中間)					完 成 検 査				
		検査年月日					検査年月日					検査年月日					検査年月日									
		検査員 職氏名					検査員 職氏名					検査員 職氏名					検査員 職氏名									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10.0																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10.0						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0	+15.0	+7.5	0	-7.5	-15.0															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0	+20.0	+10.0	0	-7.5	-15.0															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0	+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0	+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0	+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0	+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2																									
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2																									
加減点合計 (1+2+3+4+5)		点					点					点					点									
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
評 定 点 計		○部分 (臨時) 検査があった場合： (①点×0.45+②点×0.15+③点×0.2+④点×0.2) = 評定点 (小数第1位を四捨五入) ※但し、③ (部分、臨時) が2回以上の場合は平均値 ○部分 (臨時) 検査がなかった場合： (①点×0.45+②点×0.15+④点×0.4) = 評定点 (小数第1位を四捨五入)																								
6. 法令遵守等 ※4		点																								
評 定 点 合 計		○評定点計 () - 法令遵守等 () =															総 合 評 定 点									
所 見 ※3		(監督員)					(係長)					(検査員)					(検査員)									

※1 1～3の評定 (65点±加減点合計) + 4～5の評定 (加減点合計) = 評定点

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加減評価のみとする。

※3 所見は特筆すべきことがあった場合には記載するものとする。

※4 法令遵守等の評価は、係長等が行う。

請負工事施工成績評定書

1 完成検査 2 部分検査[第 回] 3 中間検査[第 回]

市長	副市長 課長 技幹		工事主管	部長 課長 係長	
工事名			工期	当初	
工事場所				変更	
工事概要			契約額	当初	円
				変更	円
請負人	所在地		第1回部分検査年月日		
	会社名		第2回部分検査年月日		
	代表者		工事完成年月日		
			完成検査年月日		
工事監督員 所属・職・氏名			課名		
			係長	印	
			監督員	印	
検査員 所属・職・氏名			第1回部分検査	印	
			第2回部分検査	印	
			完成検査	印	
評定点			① 工事監督員	点	
			② 担当係長	点	
			③ 部分検査等検査員	点	
			④ 完成検査検査員	点	
⑤ 合計評定点					点
法令遵守等					点
総合評定点					点
摘要					
a. 部分検査等があった場合 ⑤合計評定点=評定点(①×0.45+②×0.15+③×0.2+④×0.2)					
b. 部分検査等がなかった場合 ⑤合計評定点=評定点(①×0.45+②×0.15+④×0.4)					

注) 1 評定点及び合計評定点は、工事完成時における評定の時に記入する。

2 部分検査等があわせて2回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均値を評定点丸③に記入すること。

3 評定点及び合計評定点の算出に当たっては、小数第1位を四捨五入すること。